

令和8年度 松前町立岡田中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの重大さに鑑み、すべての生徒がいじめを行わないよう、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めると同時に、いじめの防止等のための対策を行う。いじめ防止対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携が重要であるとの認識に立ち、対策委員会を中心に根気強く、継続してその予防対策に当たることが必要である。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職・教務主任
生徒指導主事・学年主任
養護教諭・事案関係教員
特別支援教育コーディネーター
不登校児童生徒支援員
(必要に応じて関係教員)

【家庭・地域等】

P T A 本部役員
学校関係者評価委員
公民館・補導委員等

【外部専門家】

人権擁護委員
相談員
スクールカウンセラー
スクールソーシャル
ワーカー

【関係機関】

伊予警察署
松前町子育て支援センター
総合保健福祉センター
(児童支援センター)

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② いじめ問題に関する校内研修を充実し、指導の在り方などについて教職員間での共通理解を図り、指導力の向上に努める。
- ③ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- ④ 道徳的実践力を培う教育の充実を図る。
- ⑤ お互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる活動を積極的に取り入れる。
- ⑥ 生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ、生徒が主体的に取り組む活動を取り入れる。
- ⑦ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】

	教職員の活動	生徒の活動	家庭・地域への活動
一学期	・「いじめ防止基本方針」についての検討【生徒指導部会】 ・教育相談 ・生徒指導に関する校内研修	・学級開き、学級ルールづくり ・行事を通じた人間関係づくり（学級活動）	・いじめ対策についての説明・啓発【P T A総会・学年P T A】 ・青少年育成会 ・民生・主任児童委員学校訪問 ・人権擁護委員学校訪問 ・地区別懇談会
二学期	・教育相談 ・生徒指導に関する校内研修	・行事を通じた人間関係づくり（全校縦割りによるブロック活動） ・人権標語の発表（文化祭） ・学校評価	・人権・同和教育参観日 ・学校評価【学校評議員】
三学期	・教育相談 ・生徒指導に関する校内研修		
通年	・情報交換【職員会議】	・生活アンケート（月一回） ・教育相談	・学校評議員会 ・個人懇談（每学期末）

【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を交換し、共有・蓄積できる工夫をする。(学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用)
- ② 月一回の生活アンケートを実施するとともに、教育相談や日記指導の活用等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ② 生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーやハートなんでも相談員、不登校児童・生徒支援員との協力体制を確立する。
- ④ 生活アンケートを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ① 教職員は一人で抱え込まず、「生徒指導部会」へ報告し、その情報を教職員間で共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守るための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を確認し、整理して保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ 教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。また、ネット上の不適切な書き込み等については、伊予警察署に連絡・連携しながら対応していく。
- ⑧ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、伊予警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちの安全を確保しましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもたちにとっての安らぎの場としましょう。